

太陽光発電設備に係る課税標準の特例について

国の再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

1 特例概要

対象資産	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備（固定価格買取制度の認定を受けたものは除きます。）	
取得時期	平成30年4月1日～令和4年3月31日	
設備の規模	10kw以上 1,000kw未満	1,000kw以上
特例率	最初の3年度分の課税標準額を2/3に軽減（わがまち特例）	最初の3年度分の課税標準額を3/4に軽減（わがまち特例）
特例適用条項	地方税法附則第15条第27項	

2 太陽光発電設備の耐用年数

17年（耐用年数省令別表第二「31電気業用設備」の「その他の設備」の「主として金属製のもの」）

3 提出書類・申告方法

償却資産の申告に当たっては、下記の書類を提出してください。

(1)「償却資産申告書」

1 1 課税標準の特例欄を「有」とし、1 8 備考欄に特例適用条項（附則第1 5条第2 7 項など）、添付書類等を記入してください。

(2)「償却資産種類別明細書」

特例が適用される資産の行の摘要欄に特例適用条項（附則第1 5条第2 7 項など）を記入してください。

(3)「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」

(4) 添付書類

一般社団法人環境技術普及促進協会が発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

* 出力容量がわかる書類も添付してください。

所有する太陽光発電設備が課税標準の特例に該当するか判断が困難な場合や、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

《 お問い合わせ先 》

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

井門明治安田生命ビル5階

京都市行財政局税務部 資産税課 償却資産担当

☎ (075) 213-5214